

### 農地法第3条により農地の所有権を取得される方へ

農地法は、資産保有や転売・転用（以下、転用等という）を目的とした農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する農業者への集積を目的としています。

具体的には、権利を取得する者が保有する農業用機械、栽培技術、通作距離、経営面積等から判断して許可しています。

したがって、耕作を目的としないにもかかわらず農地法第3条により農地を取得することはできません。